水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に関する管理要領（イメージ）

※本要領については、あくまで参考例であるため、適宜事業者の実情に応じて修正して使用すること。

なお、（）内は参考情報である。

１．目的

地下水汚染の未然防止の観点から、水質汚濁防止法第12 条の4 において、有害物質使用特定施設（※有害物質貯蔵指定施設の場合もある）について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備、使用の方法に関する基準が定められており、これを遵守しなければならない。このうち、使用の方法については、管理要領を定めることとされている。また、水質汚濁防止法第14 条第５項において、有害物質使用特定施設（※有害物質貯蔵指定施設の場合もある）について点検を行い、その結果を記録し、３年間保存しなければならない。

これらの規定に基づき、本工場（※事業場名を入れる）においては、以下の通り管理要領を定め、また、点検項目を定める。

｡

有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業

は、有害物質を含む水が地下に浸透したり、周囲に飛散

 したり、流出したりしないような方法で行うこと｡

２．使用の方法について

イ 有害物質を含む水等を扱う作業の方法

① 　取り扱っている有害物質の性状や毒性などを理解し、火気に注意して取り扱う。

② 　地下に浸透したり、周囲に飛散・流出したりしないよう注意して作業する。

③ 　作業中は持ち場を離れない。

④ 　有害物質を含む水の漏えいが、土壌汚染・地下水汚染に繋がるおそれがあることを認識して、細心の注意を払って作業を行う。

⑤ 　有害物質を使用する作業は、必ず○○○○（※使用する場所を指定）で行う。

⑥ 　タンクと配管の接続を確認した上で作業を行う。

有害物質を含む水の補給状況及び設備の

作動状況の確認その他の施設の運転を適

　　　　　切に行うために必要な措置を講ずること。

⑦ 　作業をする際は、発声と共に指さし確認を行う。

ロ 設備の作動状況の確認及び適切な運転のための措置

① 　操作マニュアルに則った手順を遵守して作業を行う。

② 　有害物質を含む水を使用している機器や配管について、バルブ等の閉め忘れや弛みがないことを事前に確認した上で稼働させる。

③ 　機器が正常に稼働していることを随時確認する。

④ 　定期点検で劣化・損傷した箇所がないか確認し、劣化・損傷した箇所は速やかに交換・補修する。

⑤ 　有害物質を含む原料を原料タンクに搬入する場合は、搬入量がタンクの残存容量を下回っていることを確認する。

⑥ 　施設のメンテナンス状況を確認する。

⑦ 　施設の周囲は週に１度清掃する。

⑧　 施設の周囲は整理整頓をする。

ハ 　有害物質を含む水が漏えいした場合の措置

有有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏

えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいし

た有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は環境

保全上支障のないよう適切に処理すること｡

① 　すぐに補給を中止する。

② 　漏えいした有害物質の有害性、取り扱いの注意、廃棄する場合の留意点などについてSDS（※Safety Data Sheet：安全データシート。事業者が特定の化学物質を含んだ製品を他の事業者に譲渡又は提供する際に添付しなければならない安全情報を記載したシートのこと。）等で確認し、適切に処理をする。

③　 漏えいが発生した場所及びその措置等を記録し、その記録は３年以上保存する。

④ 　有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収する。なお、この場合は、有害物質による健康被害が生じないように、十分注意する。（※事前に漏えい時の回収方法についても検討しておく必要がある。）

⑤　 回収した有害物質を含む水は、再利用可能な場合は再利用し、再利用できない場合は、産業廃棄物として適切に処理する。

⑥ 　再発の防止策を検討し、必要に応じて作業方法や施設の改善を実施する。

３．点検について

イ 　作業の方法の点検

①　 目視により確認を行う。

② 　年に１度、現場監督者が各担当者の作業手順についての確認を行う。

ロ　 設備の作動状況及び適切な運転の点検

① 　設備の運転開始前に日常点検を行う。

② 　運転中は、定期的に設備の運転状況を監視する。

③ 　設備の運転終了後に、メンテナンスを実施する。

④ 　①～③の作業をしていることを、年に１度、現場監督者が各担当者に確認をする。

ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合の措置についての点検

① 有害物質を含む水が漏えいした場合の手順を年に１度、現場監督者が各担当者に確認をする。

ニ 　イ～ハの点検結果については、別紙に記録し、３年間保存（※３年間以上が望ましい）する。